

東石川一丁目自治会規約

(名称及び構成)

第1条 本会は東石川一丁目自治会（以下「本会」という）と称し、東石川一丁目地内に居住する者及び地内に店舗を構え営業する者（以下「会員」という）をもって構成する。

2 本会に細則1により班及び組を置く。

(目的)

第2条 本会は民主主義の精神に基づき会員相互の親睦をはかるとともに共同の福祉を増進し、もって地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生活及び環境の改善向上に関すること
- (2) 会員相互の親睦を深めるためのお祭りやレクリエーション等の行事
- (3) 郷土づくりを实践する会内各種団体の活動促進と協力
- (4) 新明会館の管理及び運営に関すること
- (5) その他目的達成に必要と思われる事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、ひたちなか市東石川一丁目18番11号に置く。ただし、事務所の一部を担当者宅において行うことができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
班 長	2名
会 計	1名
各種団体代表者	各1名
組 長	10名
監 事	2名

2 本会に顧問及び相談役その他の役員を置くことができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代表する。
- 3 班長は班内の連絡調整にあたりるとともに事業の推進にあたる。
- 4 会計は本会の資産を管理し、会計事務を行う。

5 各種団体の代表者は自治会の行事に対し積極的に協力できるよう各団体をまとめる。

6 組長は組内の連絡事務と会費の収納にあたり、総会において組を代表する。

7 監事は本会の会計及び業務を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任及び任期)

第7条 会長、副会長、班長、会計及び監査は総会において選任し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 各種団体の代表者は、それぞれの団体の定めによる。

3 組長の選任及び任期は各組内でこれを定める。

4 役員は任期満了といえども、後任者が就任するまでなおその職務を行うものとする。

(総会及び役員会)

第8条 本会の総会は通常役員をもって構成し、年1回以上会長がこれを招集する。

2 必要に応じ臨時役員会を開催するものとする。

(審議会及び特別委員会)

第9条 会長は第2条の目的を達成するため、審議会及び特別委員会を設置することができる。

2 前項委員の任免は会長がこれを行う。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の各号に掲げる事項を審議決定する。

(1) 事業報告及び事業計画に関すること

(2) 決算及び予算に関すること

(3) 役員の変更に関すること

(4) 規約の改正に関すること

(5) その他必要を認めた事項

(議長及び議決)

第11条 総会の議長は通常会長がこれにあたる。

2 議決は通常役員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(資産及び会計)

第12条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理・運営)

第13条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。
ただし、神明会館の運営については別に定める。

(資産の処分)

第14条 本会の資産で、財産目録記載資産に掲げるもののうち、不動産又は不動産に関する権利を処分し、または担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(慶弔に関する事項)

第16条 会員の慶弔に関しては細則3により弔慰金等を贈る。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項については役員会の協議を経て会長がこれを決める。

(資料の保管期限)

第18条 本会の運営に関する資料の保管期限は、その資料発生の日より、会計年度で3年間とする。

付 則

この規約は、昭和59年4月1日から実施する。

この規約は、昭和60年4月20日から実施する（一部改正）。

この規約は、昭和62年7月18日から実施する（一部改正）。

この規約は、平成元年4月22日から実施する（改正）。

この規約は、平成23年4月19日から実施する（一部改正）。

この規約は、平成28年4月9日から実施する（一部改正）。